

「ひそかに」考

小野寺 静子

一、

『万葉集』一〜二十巻を通しての「ひそかに」(用字は全て「竊」)の用例は次の九例である。

- 1、遠飛鳥宮御宇雄朝稚子宿祢天皇廿三年春三月甲午朔庚子木梨輕皇子爲太子容姿佳麗見者自感 同母妹輕太娘皇女亦艷妙也云々逐竊通乃悒懷少息(2・九〇左)
- 2、大津皇子竊下於伊勢神宮上來時大伯皇女御作歌二首(2・一〇五・一〇六題)
- 3、大津皇子竊婚石川女郎時津守連通占露其事皇子御作歌一首(2・一〇九題)
- 4、但馬皇女在高市皇子宮時竊接穗續皇子事既形而御作歌一首(2・一一五題)
- 5、竊以朝夕佃食山野者(5・沈痾自哀文)
- 6、竊以釋慈之示教(5・悲歎俗道仮合即離易去難留詩。序)
- 7、右一首 平群文屋朝臣益人傳云 昔聞紀皇女竊嫁高安王被噴之時 御作此歌(12・三〇九八左)
- 8、昔者有壯士与美女也姓名未詳不告親竊爲交接於時娘

子之意欲親令知因作歌詠送与其夫歌曰(16・三八〇三題)

9、右傳云 時有女子不知父母竊接壯士也 壯士慄惕其親呵噴稍有猶豫之意(16・三八〇六左)

以上は全て題詞、左注ないしは文章中にみえ、「ひそかに」は歌語として用いられた例は一例もない。5・6は共に山上億良の作で「ひそかに思うに」の意の、文章のはじめにくる慣用的表現であったと思われる。また、1は日本書紀からの引用で純粹に『万葉集』のものとはいえない。2・3・4・7・8・9は万葉歌に対する題詞、左注中のもので、資料や伝承をもとに『万葉集』の編者が記したものであり、当該歌の性格、作歌事情を語る重要なポイントとなっている。歌詠、作歌をなした歌よみの営為と、作歌事情を示す題詞や左注を付す編者の作業を、どの程度まで一体化させ享受すべきなのであろうか。

上代にあらわれる「ひそかに」は、こっそりと、しのびやかに、私的の意的副詞として多様な用言にかかっている。『万葉集』の「ひそかに」は上代文章語「ひそかに」のいかような用法を規範として用いられたものであろうか。今は、記紀における「ひそかに」を検討することによってそのことを考えてみたい。

二、

『類聚名義抄』(正宗敦夫編・風間書房)によれば、「倫、妙、哩、暝、罽、潜、譖、諍、密、陰、秘、私、容、竊、閑、間、盗、蟲、周」に「ヒソカニ」の訓があり、他に「ヒスカニ」として「姦」、「ヒミソカニ」に「微」がある。また、『色葉字類抄』によれば「ヒソカニ」に「諱」、「新撰字鏡」によれば「ヒソカコト聚」、「ヒスカ軒」も認められる。

『大漢和辞典』の字訓索引には「ひそか」の漢字として「宓、秘、密、禁、機、竄」、「ひそかに」に「陰、間、竊」、「ひそかにする」に「咽」、「ひそむ」に「沕、潜、潜、潜」、「ひそめかくす」に「秘」がある。これらを参考に『日本古典文字大系』(岩波書店)により『古事記』と『日本書紀』を検索するに、記では「竊」六例が「ひそかに」と訓まれているのみである。他に「私」一例が「わたくしに」と訓まれ、公に対する、こっそり一人での意で、「ひそかに」に通ずる。

それに比べると紀では「陰、私、竊、潜、顧、密、盗、陰私、偷」が「ひそかに」と訓まれ、その数も総数七三例に及ぶ。また、「間」の一例(雄略即位前)は、「ひそかに」の訓みがあることの注が大系本にあり、小島憲之氏の「……マシフルシとよむことは誤ではない。しかしこの一文は宴會の楽しみが極まり、そこでひそやかに皇后に話しかける描寫であり、ここでマシフルとよむことは適當ではない。」(『上代日本文字と中国文学』上、P.53)との指摘もあり、これを「ひそかに」と訓めば一例プラスされる。「密、私、陰」は「しの

び(に)」と訓まれるところもある。「しのびに」は「ひそかに」と意味の上で通うところがあるので、紀の「ひそかに」、及び「ひそかに」に類する語はさらに増えることになる。推古代まで収める『古事記』と、持統代まで収める『日本書紀』、かつ記事の多少さからいって、記紀の比較は単純に行なえないにしても、やはり紀の方が頻出度は高い。

『古事記』と『日本書紀』の「ひそかに」の使われ方は異なるのであろうか。『万葉集』の場合、よりどちらの用法に近いといえるのだろうか。

大系本の記の訓によれば、前述のごとく「ひそかに」は六例みえ、全て「竊」をもって表記されている。かつ、「竊伺」(ひそかにみる、ひそかにうかがう)となっているものが三例、半数を占める。その一例

爾其御子、一宿婚肥長比賣。故、竊伺其美人者蛇也。即見畏遁逃。(P.200)

は、本弁智和氣王が、一夜婚よめはいたした相手をこっそり見たところ、蛇であったので畏れ遁逃する話で、豊玉姫が出産にあたり、夫火遠理命に本の身もとで産むのでみないでほしいといったにもかかわらず、火遠理命が「竊伺」——大系本ではこのところ「かきまみる」と訓んでいる——(145)あと、姫が八尋和邇ヤマトになって這いうねりくねっていたので驚き「遁退」したというのと同趣向のもので、見てはいけないものをこっそり見てしまふ、という説話の典型的表現である。

「竊伺」の他の二例は、

於_レ是會婆河理、竊伺_ニ己王入_レ厠、以_レ矛刺而殺也 (P 286)

於_レ是：目弱王、聞_ニ取此言、便竊伺_ニ天皇之御寢、取_ニ其傍大刀、乃打
斬其天皇之頸…… (P 300)

であるが、これらは陰謀や復讐のために殺害することを目的に「竊伺」する——こっそりと様子を伺う——というもので、残る「ひそかに」の用例三例中の二例もこれに類する。

(イ) 倭建命が欲_レ殺_ニ其出雲建_ニ而到、即結_レ友。故、竊以_ニ赤檣_ニ作_ニ詐刀…… (P 210)

(ロ) 於_レ是_ニ大山守命者、違_ニ天皇之命_ニ猶欲_レ獲_ニ天下_ニ有_レ殺_ニ其弟皇子_ニ之情、竊設_ニ兵將_ニ政…… (P 250)

(イ)は、倭建命が出雲建を殺しようとして一計を案じ、竊かに木刀を作り出雲建の横刀と交換しついに殺した話であり、(ロ)もやはり殺害を目的に竊かに武器を準備する、いわゆる「大山守命の叛逆」の条に出てくるものである。先の「竊伺」の二例と合わせると、記の「ひそかに」は六例中四例までが、殺害を目的とする謀逆事件の中にあられる。残る一例、

其國主之子、心奢_ニ罵妻……即竊乘_ニ小船_ニ逃遁渡來留_ニ于_ニ難波…… (P 256)

は、つけあがって罵る夫に「汝の妻と爲るべき女に非ず」と、妻が竊かに逃遁する話で、夫への叛逆という点においては「本弁智和氣王」説話の「竊伺」と通ずる面を持つ。が、どちらかという点、夫から竊かに逃げたので横暴な夫への叛逆という意味あい強い。

以上、記の「ひそかに」を検するに

A。見てはならないものをこっそりと伺う

B。謀逆事件の行動に冠する

の二つに大別される。

なお、類義語「私に」は公に対する私的な意味として用いられ、記では一例 (P 132) ある。「しのびに」も類義語と見做しうるが、記では「しのびに」と訓まれているものはない。

三、

『日本書紀』では用例も多く、使用例の明確な分類は困難である。まず、記の用例に沿ってみてゆきたい。Aの例としては次の三例をあげることが出来る。

①：請勿視之。伊奘諾尊不爪、陰取_ニ湯津爪櫛_ニ、牽_ニ折其雄柱_ニ以爲秉炬_ニ而見之者…… (P 上 93)

②：妾産時、幸勿以看之。天孫猶不能忍、竊住_ニ規之。 (P 上 167)

③：妾方産、請勿臨之。天孫心怪_ニ其言_ニ竊規之。 (P 上 178)

の如くである。③は②の一書 (才三) で、同一話で、比率からいえばこの種のもは紀ではそう多くない。

崇神十年九月条の「願無_レ驚_ニ吾形_ニ。爰倭迹々姫命、心裏密_ニ異之。待_レ明以見_ニ櫛笥_ニ遂有_ニ美麗小蛇_ニ……」(P 上 247)は、夫が小蛇であったのを見驚く話である点から言えばA的であるが、「ひそかに」は異ぶにかかり、Aの型から若干逸脱している。

これに対し、Bといえるもの、B的であるものは紀では非常に多い。「乃潜伏_ニ其兵_ニ」(P 上 196)、「乃顧_レ勅_ニ道臣命……陰期之日」(P 上 203)、「陰知_ニ其志_ニ」(P 上 220)、「兄竊_ニ作_ニ木刀_ニ」(P 上 251)、「潜聚_ニ徒黨_ニ」(P 上 288)、「密断_ニ父弦_ニ」(P 上 293)、「以密伺_ニ川上臯師之宴時_ニ」

(P上298)、「密告埋屍之處」(P上342)、「而密謀之日」(P上342)、「竊分船及水手」(P上350)、「而密謀之日」(P上366)、「密告太子」
 「密接度子」(P上385、386)、「密興兵」(P上419)、「陰喚刺領巾」
 (P上423)、「顧謂皇后曰」(P上456)、「竊語眉輪王」(P上458)、「
 盜殺其夫」(P上476)、「陰謂幼子星川白王子曰」(P上502)、「陰
 謀叛逆」
 「密行貨賂干磐井所」(P下34)、「密就求援於上毛野君小
 熊」(P下54)、「竊聞」(P下74)、「陰私遣使高麗者」(P下98)、「
 偷殺而斷其口」(P下134)、「僕竊聞之」(P下143)、「竊語德爾等
 ……汝等偷殺日羅者」(P下146)、「陰謀王天下之事」
 「潛自山出」(P下156)、「私授紫冠於子入鹿」(P下248)、「並肩潛図」(P下254)、「密
 謂倉山田麻呂臣曰」(P下261)、「密顧東宮曰」(P下382)、「密與留
 守司坂上直議之」(P下394)、「密聞其謀」(P下402)の三七例に及
 び、『日本書紀中の「ひそかに」の用例約半数を占める。記の場合
 は殺害を目的にした竊かなる行動で、画一的であったが、紀は陰謀、
 殺害、反逆、拳兵等に様々な形で用いられている。紀が説話中心で
 はなく、事件に主眼がおかれ、かつその事件はいかに陰謀や反逆に
 彩られたものであったかを語る。

紀の「ひそかに」のうち、私的の意味で用いられているものが二
 例(P上155、上158)ある。このうちの一例は記の記事とほぼ同じで
 ある(P133)が、先にもふれたように記には「わたくしに」と訓ん
 でいる。

以上、記の「ひそかに」と用法の一致するものについてみたが、
 紀の残る三十例をこれらに分類することは難しい。

四、

記の「ひそかに」の例は紀よりはるかに少いわけであるから、記
 紀共に同一記事が伝えられていて、紀には「ひそかに」とあるもの
 の記には無い、という場合も少くない。

○伊邪那岐命が黄泉国に伊邪那美命を尋ねた箇所。

(記)、故、刺左之御美豆良、湯津津間櫛之男柱一箇取闕而…(P
 64)

(紀)、陰取湯津爪櫛、牽折其雄柱(P上92、神代第五段一書
 第六)

櫛の雄柱一本に火をつけ伊邪那美命の様子を見るのだが、当時、
 一つ火をとすことは忌むべき行為であった。その忌むべき行為に
 紀は「ひそかに」と叙しており、忌むべき行為は竊かに行うべきと
 の扱え方がある。なお、紀の本文、及び一書第一―第五、第七、第
 八、第十一にはこの条の説話を欠く。この話のあるものは一書第九
 と第十であるが、「乃擧一片之火而視之」(第九)、「不從猶看之」
 (第十)と、いずれも「ひそかに」はない。

○須佐之男命の悪行の一つ

(記)、亦其於聞看大嘗之殿。屎麻理此二字散。(P78)

(紀)、復見天照大神當新嘗時、則陰放屎於新宮。(P上113、神
 代第七段本文)

(紀)、則於新宮御席之下、陰自送糞。(P上115、神代第七段一書
 第二)

このあたり、記紀共に須佐之男命の悪行、横暴な行動が続くので

あるが、他の行為には紀にも「ひそかに」はない。むしろ「ひそかに」の無い方が横暴さが直接的に伝わってくる。送糞りしたのは紀一書第二では「新宮の御席の下」とあり、記の「大嘗を聞看す殿」よりも具体的なのだが、紀本文の方では「新嘗しめす時を見て：新宮に」と、さらに計算された行動を表出している。送糞るという不浄な行為ゆえに、紀では「ひそかに」を挿入しているのだらう。

紀には一書として第一―第三まで伝えるが、第一、第三にはこの条ない。

○彦火火出見尊が海宮からもとの国へ帰るに際しての海神の教示

(記)、以比鉤給其兄時、言状者、此鉤者、淤頼鉤、須須鉤、

貧鉤、宇流鉤、云而、於後手賜。(P140)

(紀)、以此鉤與汝兄時、則陰呼此鉤曰貧鉤、然後與之(P上

166、神代第十段本文)

紀には本文の他に一書として第一―第四まで伝えるが、「詛言」(第一)、「稱」(第二)、「稱曰」(第三)、「言」(第四)と他の伝承では全て「ひそかに」はなく、本文のみある。これは、本来「ひそかに」はこの説話には無かったということを語るのではなからうか。相手を窮地に陥れる呪詛は、相手に聞かれないようこっそり言うべきという理のまさった姿勢が「ひそかに」を補足していった、と考えられる。

以上は神代の記事である。もともと「ひそかに」は無かったと考えられる伝承に、紀、特に紀の本文、ないしその説話の語られる初出の一書に、「ひそかに」が挿入されていることは注意すべきことで

ある。「ひそかに」が挿入されることによって、以下の行動に対する編者の価値観をよみとることが出来、その姿勢は神代以降の記事にも反映されているはずである。その点が記と紀の一つの違いであり、思想的なものに根ざした違いを、象徴的に示しているであろう。

五、

神代以降で右のような比較を記紀で行うことが出来るのは、男女の許されざる結びつきを語る物語においてであり、紀は総じてそうした男女の結びつきを竊かなるものとして語る。まず、天皇が(評判の)女性を手に入れようと使者を出したところ、その使者がその女性と結婚してしまったという、類似する二つの話からみてゆきたい。

○大碓命と兄比売、弟比売

(記)、於是天皇、聞看定三野國造之祖、大根王之女、名兄比賣、

弟比賣二孃子、其容姿麗美而、遣其御子大碓命以喚上、故、

其所遣大碓命、勿召上而、即己自婚其二孃子、更求他女人、

許名其孃女而貢上。(P204)

(紀)、天皇聞美濃國造、名神骨之女、兄名兄遠子、弟名遠子、並有國色、則遣大碓命、使察其婦女之容姿。時大碓命、便密通而不復命。由是、恨大碓命。(P上287)

記はこのあと、大碓命が天皇に対しうしろめたく思い宮廷における朝夕の会食に出席しなかったため、弟小碓命に大碓命を慰撫するように命じたところ、小碓命は大碓命をつかみつぶし殺してしまった、天皇は小碓命の建く荒い情を畏れ熊曾征伐を命ずるに至った、

という話が続く。一方、紀ではこの話とは別に、大碓命が景行四十年七月蝦夷征討の候補者となり、畏れ、草の中に逃げ隠れたが天皇に責められ美濃に封じこめられたとある。ところで、記では、天皇の命に背いて二人の娘と結婚してしまった大碓命は、直接には天皇からの叱責や刑罰は与えられていない。のみならず、天皇はうしろめたく思い官廷の朝夕の会食に出席しない大碓命の慰撫するようにとの計らいまで行っている。その点、紀では「是に由りて、大碓命を恨みたまふ。」と、刑罰には至っていないが、天皇の大碓命への恨み、とはつきり非難の態度がうち出されている。この違いは「ひそかに」の有無に関わっているだろう。

○女鳥王と速総別王

(記)、天皇、以其弟速総別王爲_レ媒而、乞_ニ庶妹女鳥王_一、爾女鳥王、語_ニ速総別王_一曰、因_ニ太后之強_一、不_レ治_ニ賜八田若郎女_一。故、思_ニ不_レ仕奉_一。吾爲_ニ汝命之妻_一。即相婚。是以速総別王不_レ復奏。
…… (p 276)

(紀)、卅年春二月、納_ニ雌鳥皇女_一欲_レ爲_レ妃、以_ニ隼別皇子_一爲_レ媒、時隼別皇子密_レ親娶。而久之不_レ復命。……爰天皇知_ニ隼別皇子密_レ婚_一、而恨之。…… (p 上 405)

女鳥王と速総別王の結婚が発覚した段階で、記では、「故、天皇其の情を知りたまひて、宮に還り入りましき。」とあるのみだが、紀では、天皇は隼別皇子を恨むが、皇后の言葉に遠慮し、兄弟互に敬愛する情によって、「忍びて罪せず」とある。これは、この結びつきは本来ならば罪であり、罰せられるべきものであるということ語つちている。結局、天皇が、女鳥王の速総別王への思いを歌った歌を

聞くに及び、二人は殺されることになる。二人の運命は記紀共に同じ(但し歌は多少異なる)であるが、記では罰せられるというのではなく、自分の心になびかない女を殺すという性格が強い。紀の方はと言えば、この結びつきは罪であり、罰せられるものであるという関係で二人は殺される。紀が、この結びつきを罪として把えていることは、先の「忍びて罪せず」の記事と、皇后の「雌鳥皇女、寔に重き罪に當れり」とあるにより明瞭である。

紀がこの種の男女の結びつきを、「ひそかに」と叙している所以は、それは罪であり、罰が科せられるという把え方・価値観に基づくだろう。

女鳥王と速総別王の話の別な観点からみると、記と紀の伝承の間にもう一つの違いがある。二人の結びつき、発覚、謀叛の勧め、避行の各項において、記と紀とは皇女の関わり方が大きく違っている。今、各項をそれぞれ引くが、歌が入るので便宜上、大系本の書き下し文にて引用する。

①二人の結びつき

(記)、爾に女鳥王、速総別王に語りて曰ひけらく、「太后の強きに因りて、八田若郎女を治め賜はず。故、仕へ奉らじと思ふ。吾は汝命の妻に為らむ。」といひて、即ち相婚ひき。(p 277)

(紀)、時に隼別皇子、密に親_ニ親_一ら娶りて、久に復命さす。(p 上 405)

②発覚

(記)、爾に天皇歌曰いたまひしく、

女鳥の 我が王の 織ろす機 誰が料ろかも

とうたひたまひき。女鳥王答へて歌曰ひたまひしく

高行くや 速總別の 御襲料

とうたひたまひき。(P 277、279)

(紀) 時に皇女の為に織繰る女人等、歌して曰はく、

ひさかたの 天金機 雌鳥が 織る金機 隼別の 御襲料

爰に天皇、隼別皇子の密に婚けたることを知りたまひて、恨み

たまふ。(P 上 405)

③ 謀叛の勧め

(記) 其の妻女鳥王歌曰ひたまひしく、

雲雀は 天に翔る 高行くや 速總別 鷓鴣取りさね

とうたひたまひき。天皇此の歌を聞きたまひて、即ち軍を興て殺

さむとしたまひき。(P 279)

(紀)、時に隼別皇子の舍人等、歌して曰はく、

隼は 天に上り 飛び翔り 齋が上の 鷓鴣取らさね

天皇、是の歌を聞しめして、勃然^{はなはだ}大きに怒りて曰はく、∴ 則

ち隼皇子を殺さむと欲す。(P 上 406)

④ 逃避行

(記)、爾に速總別王、女鳥王、共に逃げ退きて、倉椅山に騰りき。

(P 279)

(紀)、時に皇子、雌鳥皇女を率て、伊勢神宮に納らむと欲ひて馳

す。(P 上 406)

以上、引用が長くなってしまうが、記の伝承は女鳥王が主体となっていることがわかる。すなわち、①は女鳥王からの意志表示によるし、②は女鳥王自身が歌をもって答えたことによるし、③も女鳥王の歌った歌による。かように、記では女鳥王自身の意志表示や

表白によって話が進行するのに対し、紀では雌鳥皇女は事件の進行にほとんど主体的な働きかけをなしていない。①は隼別皇子の意志に基き、②は機織女どもの歌により、③も皇子の舍人らの歌が天皇の怒りを買ったことによる。また、④については、記では二人の間に主従関係は認められないが、紀では皇子が主体となり皇女を率いていたことになる。紀で皇女の意志表示がなされているのは、皇子の「鷓鴣と隼と孰か捷き」という問に対し、「隼は捷し」と答えたくらいで、これにより皇女もまた皇子を好もしく思っていたことを語る材料とはなるものの、皇女の意思が事件を進行させてゆく原動力とはなっていない。記の女鳥王に比べれば、紀の皇女はつましく、目立たず、加護されるべき存在で、事件の進展に関し、記が女^{むすめ}王^{みま}導型であるとすれば、紀は皇子^{みま}導型である。

女鳥王、速總別王(雌鳥皇女、隼別皇子)物語の記紀の違いは、罪意識の有無、女王^{みま}導型と皇子^{みま}導型に要約することが出来たわけであるが、この違いを単に異伝によるものと言うことは出来ない。先にあげた②を見るに、記では天皇と女鳥王の二首の間答歌となっているものが紀では機織女等の一首の歌になっている。これに関し、土橋寛氏の次のような指摘がある。

織女たちの歌によって、天皇が事情を知ったという点からすれば、織女の歌は「童謡」的なものといえることができるのであって、『書記』の中国的な述作態度は、『皇極紀』以下に見える「童謡」「謡歌」だけでなく、古い巻の改作のしかたにも現われているのである。(『古代歌謡全注釈』日本書記編P 202)

つまり、記に「当事者の歌と伝えるものを」紀に「『時人』その他

第三者的立場の者の歌と伝える」ものは、紀の「中国的述作態度」による改作のしかたの現われといふのである。作者が当事者から第三者的立場の者へと変つてゐるのは、③の中の歌においても同様であり、この指摘はこの物語における記紀の違いを説明する手掛りを与えてくれる。紀の述作は中国的なものの考慮なしに解き明かすことは困難であり、中国的な思想、制度の導入による変化が紀の伝承に色濃く影を落している。

許されない結婚は罪であり、発覚すれば刑罰を受けなければならぬ、それ故に竊かにしか結ばれようがない。伝承の時代ではなく、その物語が述作される今の世の価値観、現実的な対応が「ひそかに」の挿入を行わせしめ、家長制への移行に伴う現実の社会の反映が、皇子主導型の密通物語を生んでいった。

六、

女鳥王と速総別王の許されない結婚は二人の逃避行につながり破局に至るが、允恭代、軽太子、軽太郎女物語もこれに類する。

軽太子、軽太郎女物語

（記）、天皇崩之後、定_二木梨之輕太子所_レ知_二日繼_一、未_レ即位之間、
 奸_二其伊呂妹輕太郎女_一而歌曰、……（P 292）

（紀）、廿三年春三月甲午朔庚子、立_二木梨輕皇子_一為_二太子_一。容姿
 佳麗。見者自感。同母妹輕大娘皇女、亦艷妙也。太子恆念_二合_二大
 娘皇女_一。畏_レ有_レ罪而默之。然感情既盛、殆將_レ至_レ死。爰以為、徒
 空死者、雖_レ有_レ刑、何得_レ忍乎。遂竊通。乃悒懷少息。仍歌之曰、

……（P 上447）

記の物語は、軽太子と軽太郎女の結婚が引き金となって、軽太子と穴穂皇子との争いへと展開するが、紀では穴穂皇子との争いの安康即位前紀の記事として、別の事情によって興ることになっていて、この物語には直接関わってこない。先の大碓命と兄遠子、弟遠子物語においても同様であった。

同母兄妹の結婚は禁忌であった。しかるに軽太子は同母妹軽太郎女に好け、それを高らかに歌い人の知るところとなる。二人の結びつきと発覚に関する記の記述は単純、直載的である。禁忌を犯した二人はやがて太子の伊豫配流に波及するが、直接的には太子が人臣に背かれるに留まっている。対する紀の記事は、太子は皇女と結婚したく思うが、「罪」になることを畏れ黙している。しかし、思いは止み難く死にそうになり、刑があつても死ぬよりは、と竊かに通じた。翌年、異変がおこり天皇は卜者に占わせ、それにより二人の関係が発覚するというように、結婚から発覚までこの物語の半分以上を占める、事件の発覚が卜者によってなされるあたり、この種の物語に新しく加わる要素で、卜者の権威を裏付けるものである。二人の結婚は罪であり、発覚はストレートに刑罰に結びついている。

紀は、新しい要素を加えつつも、皇子中心であるのはここも同じで、皇女に対しては「亦艷妙し」と容貌についてのみで、歌をはじめ、意志、心情、行動を示すものは何もないと言つてよい。事件の発覚後「太子は、是儲君たり。加刑すること得ず。」と皇女一人が伊豫に流されるが、政治性の加味された男性中心の物語へと「改作」されてきている。記では、大郎女は伊余に流されようとする太子に歌を献り、後に伊余に流された太子の下へ、「戀ひ慕ひ堪へずて、追

ひ行く。」追い行く時、「君が往きけ長くなりぬ山たづの迎へを行かむ待つには待たじ」の歌を歌い、大郎女の心情や主体的な行動が描かれている。しかし、全体としては大郎女主導型とまではいえず、太子と大郎女は同じ位に事件の進行に関わり、調和型とでもいいうべきである。どちらか一人が一方的であるのと違い、相思相愛の二人が自殺により許されない恋を全うする、より完成された悲恋物語であるといえよう。その点、紀は悲劇性が薄く、その結末は現実的な対応姿勢である。

ところでこの物語中の記の歌「あしひきの——」は、『万葉集』巻二の冒頭を飾る

磐姫皇后思_ニ天皇御作歌四首

君が行き日長くなりぬ山尋ね迎へか行かむ待ちにか待たむ(2・八五)

右一首歌山上憶良臣類聚歌林載焉

の異伝歌として載っている(九〇番歌)。「万葉集」巻二は伝説的な磐姫皇后の歌をもって出発する。軽太子、軽大郎女物語も磐姫皇后伝説に劣らず著名だったはずである。九〇番歌は単なる異伝歌として、参考に付するに留まるものではなからう。九〇番歌には紀の仁徳代の磐姫皇后伝説と允恭代の軽太子、大郎皇女物語の記事を引用する。これは八五番歌が「類聚歌林」に磐姫皇后の歌として、九〇番歌は記に軽大郎女の作として伝えるが、果して紀ではどう伝えてあるかという検索の為に引用されたものだが、同時に、仁徳代の記事は八五番歌(一八八番歌)の、允恭代のは九〇番歌の作品解釈に力を貸すことになる。九〇番歌の左注は、八五番歌の左注、九〇番

の異伝歌が記された後付されたもので、允恭代の記事は『万葉集』巻二編纂のある時期、密通事件の中から生まれたと目される歌々の、作歌事情述べの仕方として、編纂者の模範としての位置を占める。『万葉集』の「ひそかに」が、「竊」のみで異体字を全く持たないのは、この九〇番の左注(紀の記事)を規範としたからにほかならないだろう。

七、

一で挙げた『万葉集』の「竊」の用例中、5、6の「竊以」は、紀の「竊_{ひそかに}恐_{おそる}」(p下42)、「竊_{ひそかに}聞_き」(p下90、143)と同じ用法で、他のものとは用法が異なる。他はほぼ同じ用い様であるが、修飾する用言の意味からいえば、2の「竊下」は異なる(同じ事情を示しているともみる考えもあるが)。これら2、5、6を除けば「竊婚」(3)、「竊接」(4)、「竊嫁」(7)、「竊為交接」(8)、「竊接」(9)と、全て竊かに結婚するの意で用いられている。しかし、事情はそれぞれ異っており、各々についての検討を要するが、今、もつともまとまりをみせる一群をみることによってこの論を終えたい。

大津皇子竊下_ニ於伊勢神宮上來時大伯皇女御作歌二首

我が背子を大和へ遣るとさ夜ふけて暁露に我が立ち濡れし(2、一〇五)

二人行けど行き過ぎかたき秋山をいかに君がひとり越ゆらむ(2、一〇六)

大津皇子贈_ニ石川郎女御歌一首

あしひきの山のしづくに妹待つと我立ち濡れぬ山のしづくに(2、

一〇七)

石川郎女奉和歌一首

我を待つと君が濡れけむあしひきの山のしづくにならましものを

(2、一〇八)

大津皇子竊婚_ニ石川女郎_ニ時津守連通占_ニ露其事_ニ皇子御作歌一

首 未詳

大舟の津守が占に告らむとはまさしに知りて我が二人寝し(2、一〇九)

日並皇子尊贈_ニ石川女郎_ニ御歌一首 女郎字曰大名児也

大名児を彼方野辺に刈る草の束の間も我忘れめや(2、一一〇)

題詞と歌を組み合わせてよむと、一〇七―一一〇番歌では、草壁皇子尊が「束の間も」忘れず恋がれている石川郎女に、大津皇子が竊かに婚い、津守連通なる人がその事を占によって露したというわけである。一〇五―一〇六番歌は、石川郎女を巡って、対立する草壁皇子への謀反を暗示して一〇七番以下の歌群とも無関係ではなからう。

大津皇子石川郎女の贈答歌は、密通事件をひき起す程緊迫した男女の歌といひ得るか。津守なる人物は養老五年正月、陰陽道師として絶、絲等を賜っている。大津皇子存命時代とすれば三十五年程も遡り、時代のずれがあり、もともと一〇九番歌の「津守」は津守連通を指すものでなかった可能性もある。また、巻一、二の歌の中で一一〇番歌のように、二、三句が序詞というのは異例である。

紀の、許されない結婚に「ひそかに」とあるのは、もともと「ひそかに」がなかった伝承に、密通―罪―罰という法社会化した現実

の世を反映させた、紀編纂者の挿入による。「万葉集」の「ひそかに」(5、6を除く)が紀の軽太子、太郎皇女物語の「竊」を規範とするもので、もともと原万葉に「竊」があったとは考えられない。密通物語風に仕立てたのは九〇番の左注を施した編者、ないしその後、手を加えた編纂者の仕業である。それ故、題詞と歌を同一次元のものとして享受してはならないであろう。すなわち、私は「大津皇子物語」なるものがあって、『万葉集』のこのあたりがその存在を裏付けるとする考えには肯首しかねるものである。